

横須賀市立学校通話録音装置の運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、教職員の通話対応の向上を図るとともに、業務の公正かつ適正な執行の確保と、より一層の能率的な公務の遂行を実現することを目的として、横須賀市立学校における通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音し、又は記録する機器をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 横須賀市教育委員会は、通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、横須賀市立学校ごとに管理責任者を置くものとする。

- 2 管理責任者は、学校長とする。
- 3 管理責任者は、管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音装置の管理)

第4条 通話録音装置は、管理責任者が、適切に管理するものとする。

(通話録音装置の使用等の公表)

第5条 横須賀市教育委員会は、市のホームページ等に通話録音装置の使用目的について公表するものとする。

(法令遵守)

第6条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報保護に関する法律その他の法令を遵守し、通話録音装置の運用に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び操作担当者は、個人情報が含まれる通話録音データの漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(録音データの保存及び廃棄)

第7条 通話録音データの保存期間は、録音された日から概ね10日間とし、保存期間を経過したものの消去については、上書き機能により行うものとする。ただし、通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、録音した時の状態で保存し、加工してはならない。
- 3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、法令に基づく場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、又はその他通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(目的外利用及び提供の制限)

第8条 管理責任者は、第1条に規定する目的以外の目的で通話録音データ及び複製物を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるものの他、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和8年3月1日から施行する。